

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 5 章 輸入通関関係</p> <p style="text-align: center;">第10節の 2 石油石炭税納税申告</p> <p>（石油石炭税納税申告）</p> <p>10の 2－2 通関業者等がシステムを使用して石油石炭税納税申告を行う場合には、前項の規定により登録された石油石炭税納税申告事項について、通関業者等において出力される応答画面の内容又は当該登録により出力された入力控情報の内容を確認した上で、「石油石炭税納税申告」業務を利用して申告番号を入力して送信、又は「石油石炭税納税申告事項登録」業務により石油石炭税納税申告入力控情報として出力される応答画面の内容を確認の上、送信することにより<u>石油石炭税納税申告</u>の登録を行うことを求めるものとする。</p> <p>この場合における石油石炭税の納付方法等については、この章第11節 11－3 による。</p> <p>（石油石炭税納税申告の訂正）</p> <p>10の 2－3 通関業者等が、システムを使用して行われた石油石炭税納税申告（石油石炭税納税申告の提出期限内にされたものに限る。）について、提出期限日までにその訂正をする場合は、「<u>石油石炭税納税申告書</u>（法第15条用）」（国税庁様式 CC 2－3508－1 及び CC 2－3508－2）により石油石炭税納税申告書を作成し、この節10の 2－5 において配信される石油石炭税納税申告控（別紙様式 M－581 号）を出力のうえ、添付して提出することを求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第11節 収納関係</p> <p>（<u>特例申告納期限延長に係る担保提供命令通知</u>）</p> <p>11－10 <u>保全のために担保の提供が必要となる特例輸入者に係る特例申告納期限延長の申請について、システムを使用して行われる場合、受理したときには、システムを通じて「担保提供命令通知書情報」（別紙様式</u></p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 輸入通関関係</p> <p style="text-align: center;">第10節の 2 石油石炭税納税申告</p> <p>（石油石炭税納税申告）</p> <p>10の 2－2 通関業者等がシステムを使用して石油石炭税納税申告を行う場合には、前項の規定により登録された石油石炭税納税申告事項について、通関業者等において出力される応答画面の内容又は当該登録により出力された入力控情報の内容を確認した上で、「石油石炭税納税申告」業務を利用して申告番号を入力して送信、又は「石油石炭税納税申告事項登録」業務により石油石炭税納税申告入力控情報として出力される応答画面の内容を確認の上、送信することにより<u>石油石炭納税申告</u>の登録を行うことを求めるものとする。</p> <p>この場合における石油石炭税の納付方法等については、この章第11節 11－3 による。</p> <p>（石油石炭税納税申告の訂正）</p> <p>10の 2－3 通関業者等が、システムを使用して行われた石油石炭税納税申告（石油石炭税納税申告の提出期限内にされたものに限る。）について、提出期限日までにその訂正をする場合は、「<u>石油石炭納税申告書</u>（法第15条用）」（国税庁様式 CC 2－3508－1 及び CC 2－3508－2）により石油石炭税納税申告書を作成し、この節10の 2－5 において配信される石油石炭税納税申告控（別紙様式 M－581 号）を出力のうえ、添付して提出することを求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第11節 収納関係</p> <p>（新設）</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>M-591号）が通関業者等に配信される。</u>	